

(別紙)

## 第三者評価結果

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>那須塩原市公立保育園共通の保育理念・保育方針・保育目標が明文化され、「園のパンフレット」、「保育園のしおり」(重要事項説明書を兼ねている)、「教育・保育ガイドブック」(市発行の冊子)、「さきたま保育園概要」等々に記載され、明文化されている。また、保護者や職員が常に目にする場所として保育室や事務室に文言を掲示している。</p> <p>その他に職員への周知法としては年頭の職員会議で「明るい職場づくり」、「保育について」、「服務について」、「プライバシーポリシー」、「全国保育士会倫理綱領」等の諸規定を読み合わせして再確認し、会議欠席者や短時間勤務者には別途機会を持つことにより、全職員が読み合わせによる確認を行っている。保護者への周知法に関しては入園時に説明資料として、「保育園のしおり」や「市のガイドブック」を基に周知に努めている。また、在園児の保護者には、進級時に「保育園のしおり」を配付して確認してもらい同意書を受領している。</p> <p>保育理念と保育方針は園運営の礎となる誓いの言葉であり、職員と保護者には機会あるごとに繰り返し伝えて確認していくことが望ましい。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保護者との個別面談や送迎時の会話などを通じて、核家族の進行による地域と子どもの関係の希薄化や我が子とのコミュニケーションがうまく図れない家庭が多く存在すること、また同時に子育てに関する悩みを相談できる場所がない悩みなどの地域特性を把握している。</p> <p>具体的な取組としては、保育見学時に個別面談を行ってアドバイスしたり、送迎時や保育支援システムを通じて助言をしたりして、子育て等の悩みの軽減を図っている。</p> <p>一方、社会福祉事業全体の動向に関しては、市の「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」、「第2期那須塩原市子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て未来プラン)【中間見直し】」、「第2期那須塩原市保育園整備計画」等々を通じて把握している。また、毎月開催される園長会議や「厚崎中学校地域学校協働本部会議」に園長が委員として出席し情報収集に努めている。今後は把握した様々なニーズや各種情報を整理・分析して、園の運営にどう結び付けるかが問われている。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>経営課題としては、①施設管理、②職員の周知及び共通理解、③園児・職員の健康管理、④支援を必要としている園児の保育と保護者対応、⑤家庭支援等を挙げている。中でも施設管理に関しては、安心安全な園を目指し、老朽化した設備等の修繕・補修を優先順位の高いものから整備要求に繋げているが、予算の関連もあり全てに対応しきれていない。その他の課題に関しては「組織目標設定シート」で重要目標として取り上げるほか、「令和6年度アクションプログラム」で目標設定して改善に向け取り組んでいる。市の担当課には、前述の「組織目標」により園の諸課題解決を前面に掲げ共通理解を促している。職員の課題の共有については、職員アンケートからは十分周知して運営に生かしているとは言い難い状況が見て取れる。課題の伝達方法や職員の意見をどう生かすか、職員会議や個別面談等での提示方法や議論の工夫が望まれる。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>④</b> ・c
<p>市が策定した「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」、「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン【中間見直し】」、「第2期保育園整備計画」、「第3期保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」等の中・長期的なビジョン・計画に沿って園の運営を遂行している。園としての中・長期的なビジョンと計画に関して、かねてから課題となっている行事や集会などで集まりがあるたびに苦慮している駐車場の整備や「一時保育の支援方法」等構想はあるものの、公立保育園は市の施策の方向性に従って運営することが前提であり、園独自のビジョンや中・長期にわたる計画は策定していない。</p> <p>2024年12月20日「こども家庭庁」が公表した「保育政策の新たな方向性」～持続可能で質の高い保育を通じた子どもまんなか社会の実現～が参考資料とともに公表されたので、園としても直近の動向を把握するに、一見の価値があると思われる。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>⑤</b> ・c
<p>市で策定した前述の中・長期計画を踏まえて、単年度の事業計画を策定している。個々の計画としては「令和6年度さきたま保育園アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という）、「行事計画」、「全体的な計画」、「年間指導計画」、「職員研修計画」等々が策定され、「行事計画」の中には一部他の事業（避難訓練・園児の検診等）が組み込まれているが、計画の全容を記した事業計画書としては策定していない。個々の計画についての詳細を細部にわたって記述する必要性はないが、年度における主だった事業を紹介し、どのような事業が計画されているかなど全体像を示したコンパクトな計画書にまとめることにより、園が目指す方向性など更なるPRに繋がるのが期待できる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>個々の事業計画についてはそれぞれ担当や担当部署で策定し、計画実施後に効果の確認・検討課題や反省点も含めて議論し次年度の計画策定に繋げている。中でも、行事計画については、保育見学時の保護者面談を通じて意見集約を行い、保育支援システムで保護者の感想を確認するなど計画策定の参考として活用している。</p> <p>職員には職員会議の場や資料の回覧、保育支援システムの利用を通じて事業計画の周知に努めているが、職員アンケートからは職員の人数の多さなどから情報伝達の漏れの指摘があり、園長も全職員にまでは十分理解が行き届いていないことを自覚している。</p> <p>事業計画に限らず職員間の情報の共有は園を運営していく上での様々な不具合を是正することに繋がる重要課題であり、会議不参加者などへの伝達漏れを防ぐ手立てが急務である。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保護者会総会で同会の会計報告書と共に園の「年間行事予定表」を配付して説明を行っている。しかし、前々項で指摘した通り、「年間行事予定表」は事業計画の一部が組み込まれているに過ぎず、園が計画している当該年度の重要施策など行事計画以外の新たな事業や強調すべき諸事業のPRなどは記載されていない。事業の全体像を記した分かり易い計画書を策定して資料として説明することが、保護者や地域住民の園に対する更なる理解度を増す近道になる。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	<b>a</b> ・b・c
<p>保育の質の向上に向けて、前年度の反省を踏まえ諸課題を整理して「アクションプログラム」を作成し、①保育内容や方法を見直し、改善向上を目指す、②子どもや職員が健康で心地よく安全に生活できる場を整える、③保育士等の資質・専門性の向上を目指す、④保護者との信頼関係を深め、保護者の子育てを支える等、4点の目標を掲げ達成に向け取り組んでいる。</p> <p>今回の第三者評価の受審を契機に、①学び・気づき・改善を図る、②危険箇所の「安全マップ」を作成し、安全で快適な保育環境を整える、③各種研修に積極的に参加し習熟度を高めることで専門的知識や技術の習得を図る、④保護者とのコミュニケーションを充実して子育ての悩みを共有し、信頼関係を深める、等々の取組を通じて質の向上に向け邁進しようとする姿勢が見て取れる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>前回受審の第三者評価の指摘事項に関しては、「改善計画～第三者評価結果を受けて～」という当園独自の計画表を作成し課題を列挙している。この計画表に基づき、当時の園長及び現園長のコメントと共に文書にして職員に回覧しているが、改善への取組の経緯は記録として残っていない。</p>		

改善事項として指摘された「利用希望者や地域に向けた保育内容等についての積極的な情報発信」に関しては、利用希望者以外の地域に向けての情報発信が関連機関をはじめ、依然として十分とはいえず、「保護者が意見を述べ易いような相談体制の強化・周知」についても保護者アンケートからは周知の徹底には物足りなさが窺われる。

一方、職員アンケートでは、改善の効果として子どもの保育場面での子どもの尊重や権利擁護、特に保育現場でのトイレのカーテン設置など子どものプライバシーへの配慮が成果として挙げられている。その他にも第三者評価の受審による気づきや改善効果など数々の成果が挙げられていることは、今後の課題解決への足掛かりになる。そのためには改善効果の分析と未達事項の解析など、PDCAサイクルの活用により取組方法をルーティン化し、次に繋げるためにもその過程を記録として残すことが望まれる。

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長の役割と責任の範囲は「職務分担表」に明記し、職員会議で表明している。また、不在時の緊急対応などは補佐として副園長が対応することも明示している。職員アンケートからも理解を得るための説明の機会は8割近くが持っていると回答しているが、短時間勤務者など全職員への説明機会の確保と理解を得るまでには至っていない。</p> <p>一方、「組織目標設定シート」を明示して園としての年度の方向性を説明し、「さきたま保育園職員のみなさんへ」という園長としての思いを込めたメッセージを作成して配付するなど、理解度を高める取組を積極的に行っている。職員数も多く全職員の理解を得るのは容易ではないが、説明資料（職務分担表・アクションプログラム・組織目標等）は多々あるので、説明機会の確保や理解度向上に一工夫が期待される。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は、直近の福祉関連の法令に関するセミナーや研修について、規程で定められた義務としての受講の他に、「身近に広がる感染症への備え」や「ストレスと健康を考える」などの講習会に自主的に参加して習熟に努めている。職員が法令に関する理解度を向上させるための取組として、身近な「那須塩原市保育園規則」や「子どもの権利条約」など、職員会議や研修の機会を設けて周知に努めている。また、年度当初に「全国保育士会倫理綱領」、「明るい職場づくり」、「那須塩原市保育士行動指針」等の読み合わせを行って倫理規定の徹底を図っているが、職員が各種法令等の細部に関して十分周知するまでには至っていないことを園長自身が認識している。</p> <p>園長は2024年度については特段、義務規程外の法令の受講予定はないが、2024年6月に「児童福祉法」が改正され「子育て世帯が相談しやすい相談支援機関を保育園に整備すること」といった内容が含まれていて、今後の保育園としての方向性にもかかわることであり、</p>		

関連したセミナーの受講や情報確保に積極的に取り組むことが期待される。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育の質を向上するための取組としては、園長と副園長による年2回の個人面談や必要に応じて随時行われる面談を通じて、指導や個別相談に対するアドバイスをを行っている。また、職員会議の場や保育支援システムを活用して「組織目標」や「アクションプログラム」の周知に努め、諸施策の中で最優先の目標として、保育内容や方法を見直し、改善、向上を目指すとして発信している。</p> <p>また、最近特に問題視されている「不適切保育」に関しては、受け取る側によって反応が全く異なることもあり、家庭内の保護者の子育てはもとより、保育園においては安心・安全が最優先であり、行き過ぎた指導が身体的・心理的に子どもに与える影響など、保育士にとっては計り知れない重圧があることを園長は直に感じ取っている。保護者対応も含めて課題は尽きないが、避けて通れない問題であり、保育士の資質向上も然ることながら、適切な指導法について市の担当課との共通認識と連携が不可欠である。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>コスト改善に関しては、園長が作成した「さきたま保育園職員のみなさんへ」のメッセージで電気・水道・教材等の無駄の排除を訴えている。更に、前年同月との費用を比較して参考にするなど経費削減への取組が窺える。但し、昨今の電気代などは諸般の事情により単価の変動がある為、費用だけでなく使用量に着目し、特に異常値（比較したときの大差など）を見逃さないことが肝要で次の一手の手がかりとなる。しかし、メッセージにもあるように過度な節約は快適さなどに逆行することに繋がりがかねないので節度が必要であり、子ども・職員が快適に過ごせる環境保全が大前提となる。</p> <p>また、運営上の作業効率向上に向けて、担当職員が公立保育園内のワークショップに参画してICT化に向け取り組んでいる。ワークショップの成果が期待されるどころだが、保育支援システムの使い勝手の課題などもあり、改善提案なども含めて多くの職員の意見・提案の集約が、担当職員を通じて、ワークショップに反映されることが期待される。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>必要な福祉人材の確保・定着に関しては、市の「那須塩原市第4次定員適正化計画～質の高い行政サービスを提供するために～」(2023年3月)、「那須塩原市人材育成基本方針～未来を切り拓く職員を目指して～」(2023年3月)、「第2期那須塩原市保育園整備計画」に則り、市の担当課が各園の必要人員数を考慮して採用に繋げている。また、保育に限られた制度ではないが、「カムバック制度」を活用して、ベテラン人材の採用に結び付けている例も見受けられる。</p>		

<p>職員が定着するために、「明るい職場づくり」を念頭に、園は休みの取り易さと働きやすい職場づくりを強調しているが、職員アンケートからは正職員と会計年度任用職員、また同じ会計年度任用職員間の、業務内容・業務量等の差などの指摘が多々見受けられる。他の公立保育園でもおおよそ同様で、会計年度任用職員の比率が高まる中、働き方に関する重要なテーマであり市の担当課と園の連携による賢明な対応が望まれる。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>公立保育園の期待する職員像として、保育士の行動指針「子どもの気持ちを受け止め、一人ひとりの子どもが保育園で安定・安心して生活できるように援助し、子どもの保護者や地域での子育てを支援できる職員」を掲げて明確にし、職員の確保、効率的な配置、スキルアップ、適正な処遇を目指して人事管理が行われている。適正な処遇としての人事考課について職員アンケートの設問「人事考課の目的や結果について説明やフィードバックがされているか」に関して、6割近くができていないところがあると回答している。職員のモチベーションの向上や納得感を得るためにも、人事評価実施要項などについて分かり易い説明が求められる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>職員の就業状況は、「勤務管理システム」で個々の職員の休暇取得・時間外勤務状況などを把握し管理されている。時間外勤務は総体的には少なく、4月（異動した職員の対応など）と9月（行事の関係など）に若干多く発生している。有給休暇の取得率は職員によって偏りはあるものの40%程度の取得率となっている。休暇に関しては別途、夏季休暇として正職員は6日間、会計年度任用職員は3日間が与えられている。</p> <p>職員の意向把握に関しては年2回の個別面談の機会を設けて、園長・副園長が聞き取り対応して意見集約を行い、働きやすい職場づくりに努めている。また、共済組合員は年1回「ストレスチェック」を受診して、メンタルヘルスの不調や予兆を事前に察知したり改善したりする取組を行っている。職員個々に「カウンセリング」を受ける態勢は整っているが、現時点では受診実績はない。今後、面談やストレスチェックの結果をどのように活用・フォローして、ワークライフバランスの向上に生かすかが問われるところである。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>市の規程に基づき正職員・会計年度任用職員・再任用職員ともに年度目標を掲げて評価を受ける「目標管理制度」を採用している。正職員は「個人目標管理シート」で上司と期首・期末に面談を行い、①自身の自己評価、②1次評価（副園長）、③2次評価（園長）と3段階に分けて点数制で評価し、目標設定の根拠（副園長との期首面談で）から成果の評価（園長・副園長による）に繋げて育成の糧としている。</p> <p>会計年度任用職員は保育士・用務員用それぞれの「自己評価表」を用いて、前・後期に分けて目標設定と自己評価を行い、副園長との面談を通して両上司の連携のもと成果の評価と育成に繋げている。再任用職員については「姿勢・適正評価シート」を用いて、前後期の2回、園長・副園長が評価している。</p>		

<p>育成法や評価に繋がる「目標管理制度」は市としての決め事なので、職員それぞれが制度を理解しやすい環境を整えて、職員自身がモチベーションを最大限発揮できるように有効活用することが肝要である。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・<b>㉔</b>・c</p>
<p>市の「人材育成基本方針」で掲げている「目指すべき職員像」を基に育成に向けて、教育・研修の場を設けている。中でも、園としての保育士の育成については「組織目標」や「アクションプログラム」で更に詳細に教育・育成方針が謳われている。教育の一環としての園内研修は毎月実施され、園外研修としては市内の公立保育園の受講者が一同に会した「年齢別研修」（0歳児から要支援児までの7段階で実施）や、県主催（乳児・支援児関係研修、保育士部会研修等）、県北地区主催（施設長・主任保育士・保育士各部会研修等）の研修が毎年実施されそれぞれ受講該当者が参加してスキルアップに繋げている。研修参加者によるフィードバックとして資料を回覧するほか、研修内容によっては別途に場を設けて共有を図っている。それぞれの研修や教育が職員のスキルアップにどう生かされたか、園の運営にどのように生かされたかなどの検証が期待される。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・<b>㉔</b>・c</p>
<p>園内研修はほぼ全職員が受講可能だが、園外研修は短時間勤務職員の参加率は低い。しかし、市の保育課主催の研修は短時間勤務者も含めて、極力全員の参加が可能となるような配慮がみられる。また、夜間の保育課の研修には短時間勤務者も参加実績がある。新入職員の教育は「バディ制度」（新規採用職員1名に対して先輩職員1名がつき、職場のルールや業務の指導を行う教育制度）により、クラス担任の中堅職員による業務指導等が行われている。職員の教育・研修の機会は、職員の勤務時間の制約もあり均等に保つには限界があるが、モチベーションの向上にも繋がることは明らかであり、研修機会の均等に向けた更なる取組の工夫に期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・<b>㉔</b>・c</p>
<p>副園長が実習生の受け入れ窓口となり、保育課からの要請に応じて各学校との折衝を行っている。「実習生受け入れマニュアル」に基づき、各学校で作成した「研修プログラム」に沿って、副園長の指示の下、クラス担任との協力体制で実習指導に当たっている。近々の実習生の受け入れ実績と予定については、2024年度は福島県の女子短大生、2025年度は栃木の大学生の実習が決まっている。実習生の受け入れが確定すると保護者へは「園だより」で通知して周知に努めている。実習後には、実習の成果と共に反省や感想を共有し、実習生と園双方の今後の学習や実習の進め方に生かしている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>毎年、市で作成する「教育・保育のガイドブック」が発行され、各種手続き等の概要が記されるとともに、市内各園の紹介のページに保育目標・教育方針等が掲載されている。ガイドブックは本庁をはじめ市の出先機関、保育施設等に配布用として備えられている。また、園の見学者・実習生等には保育理念・保育方針・行事予定等が記載されている「パンフレット」や「さきたま保育園概要」を配付して情報を公開している。しかし、地域自治会・保健所・医療機関他関係団体等への資料の配付は行っていない。園のPRも兼ねて特に近隣には社会資源の役割として積極的に情報公開に努めることが望ましい。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>園は市の諸規定に則り適正に運営され、業務の遂行が行われている。直近の市の定例監査は2018年12月に実施され、特段、指摘事項は発生していない。2025年1月には県の指導監査が予定されている。外部による会計や業務に関する監査は、公立保育園共通で受審履歴及び今後の受審予定はない。</p>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>園は埼玉小学校と障がい者支援施設「心の里」(多機能型事業所)に隣接し、厚崎中学校や黒磯南高校、文化会館、公民館、消防署、自動車教習所などが集まる文教地区に立地している。園の周辺は住宅街と農村が隣り合わせにあり、市内でも数少ない人口が増加している地域で、スーパーマーケットやホームセンター、コンビニ、ドラッグストアさらにパチンコ店が複数出店している。</p> <p>園では、保育の全体的計画の中で、保育理念に「家庭や地域とともに、子どもの育ちを支援する」を掲げ、「地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実を図る」として、地域交流や学校との連携をその内容としている。また、「地域交流年間計画」を策定し、「アクションプログラム」には、基本理念として「地域みんなで子育てを支援し つながり 家族を創るまち なすしおぼら」を掲げ、職員に周知している。</p> <p>具体的な取組としては、コロナ禍で数年中断していた、地域の保育園児や小中学校生、高校生、障がい者支援サービス利用者、民生委員・児童委員らが一堂に会する「あつさきふれあい交流会」への参加が再開し、年長児がダンスを披露している。このほか、2023年度には親子遠足の代わりに実施した「親子ふれあい会」に地域の人が演じるヒーローが来てくれたり、近くの農園にリンゴ狩りに出かけたりして地域の人と交流をする機会がある。また、小学生や中学生、高校生が授業の一環として園を訪れ、直接ふれあっている。</p> <p>しかし、コロナ禍による地域との交流の制限はまだ残っている部分もあり、子どもの社会性の育成のためにも、高齢者や障がい者とのふれあいなど、今後の取組の多様化と拡がりを期待したい。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>㉔</b> ・c

ボランティア受け入れマニュアルは策定されていないが、学生の実習や職場体験については、「保育実習の受け入れマニュアル」を援用して受け入れている。また、「実習生、マイチャレンジ生の受け入れについて」と「職場体験学習に参加される方へ」の文書には、園での行動や振る舞いについての注意事項を示している。一般のボランティアについては、園独自で受け入れの判断はせず、市の保育課を窓口とする取り扱いになっており、受け入れ事例はほとんどない。

学校教育に協力して、小学生、中学生、高校生の職場体験やボランティアを受け入れている。小学生は総合授業「まちたんけん」や絵本を通じた交流を、中学生は職場体験で子どもとの直接のふれあいを、高校生は絵本の読み聞かせで保育体験をしている。調査時に職場体験に来ていた中学生は、将来保育士になりたいという希望を持っていて、積極的に子どもと遊んでいる姿が観察できた。

一般ボランティアを受け入れるかどうか、受け入れるならどのような働きをしてもらうのか、市としての方針を明らかにして、保育園でのボランティア受け入れについて、全般的なマニュアルを策定することが望まれる。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
----	--	----------------

さきたま保育園マニュアル集に関係機関一覧が綴じ込まれ、職員に周知している。一覧表には、育児相談機関(子育て相談機関、就学相談機関、虐待対応機関、子どもの心身発達療育機関、児童手当・子ども医療費助成の手続き機関、要保護児童対策地域協議会等)、市内保育園、防犯機関、医療機関、小・中学校、その他(公民館、文化会館、障がい者支援施設、市役所関係各課等)と分類して、日頃連携している関係機関を網羅している。

支援が必要な子どもの中には、園のほかに市内の療育機関も利用している場合もあり、療育機関と連携して子どもの支援に当たっている。年長児巡回相談事業や多職種相談事業・発達支援巡回相談事業の担当者が来訪し、クラス担任や保護者も同席して相談対応しており、子育て相談課や保健センター、病院、学校との情報の共有を図って、保護者の子育てや子どもの育ちを支援している。

また、隣接する障がい者支援施設「心の里」が製造・販売しているクッキーの包装用シールのデザイン(保育園の子どもが描いた絵)を依頼されるなど、連携を図っている。

ただ、職員アンケートによると、「地域資源の機能や連絡方法、情報の共有ができていないところがある」との回答率が半数を超えていることから、社会資源の具体的な名称や機能、利用の実態等を周知することが望まれる。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
----	--	----------------

地域の福祉ニーズは那須塩原市が調査・把握しており、園としては、保育や一時預かり保育を通して知り得る保育ニーズ以外の福祉ニーズについて特に調査活動はしていない。園長が中学校地域学校協働本部会議に参加して、自治会長や各学校長・PTA会長、民生委員、主任児童委員等と話し合う機会があり、地域のさまざまな状況を聴取している。また、園の子育て支援活動を通して援助が必要な家庭の状況を把握することがあり、個別に市の担当課に情報提供して、必要な福祉サービスにつないでいる。以前は園庭開放や地域の親子に対する相談支援を園の役割としていたが、犯罪や不審者侵入を防ぐために門を閉ざす措置を取っている。「赤ちゃんの駅」として、授乳やおむつ替えの場所を提供しているが、利用者はほとんどいない。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>那須塩原市として各種の福祉事業を実施している一方で、園としては生活困窮者や支援が必要な家庭の子どもを受け入れ、支援を必要とする子どもも積極的に受け入れている。</p> <p>災害時における地域住民のための備えは行っていないが、市の公共施設として、災害時等に園が地域で担える役割があることを想定し、隣接する埼玉小学校などとも連携して検討してほしい。</p>		

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	<b>④</b> ・b・c
<p>保育の基本姿勢は、「全国保育士会倫理綱領」および市立保育園の保育士の守るべき職務倫理を定めた「明るい職場づくり」に示されている。「明るい職場づくり」には、子どもや親の気持ちになって考え保育に当たることや、一人ひとりの個性を尊重し公平に接することなど、子どもを尊重した保育の実践のための基本姿勢が記載されている。また、保育の「全体的な計画」の中で、保育所の社会的責任として、第一に「保育園は子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」を挙げており、年度初めの職員会議などで「倫理綱領」や「明るい職場づくり」「プライバシーポリシー」の読み合わせを行って確認している。</p> <p>市内年齢別研修は、各園から代表保育士が集まり、2023年度に引き続き2024年度のテーマを「すこやかな育ち」とし、サブテーマを「保育の質の向上」、内容として「子どもを尊重する保育」を掲げて、一人ひとりの人格を尊重した保育の実践について学び合っている。研修を受けて、園では不適切保育防止のチェックリスト(人権擁護チェックリスト)を用いて、保育士それぞれが保育の振り返りを行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育園マニュアル集の中にある文書「守秘義務の遵守」と「明るい職場づくり」には、職場で知り得た利用者の個人情報や家庭事情等の秘密の漏洩の禁止が謳われている。保護者アンケートでは、多くの保護者がプライバシーは守られていると答えている。園のしおりには個人情報の保護と開示についての基本方針を明示し、保護者から同意を得ている。園内で個人情報に関する書類等は鍵のかかる書庫に保管し、おむつ替えや水遊びの着替え時にはカーテンやつい立てを使用してプライバシー保護に努めている。園のしおりでは、園での写真撮影や保護者がSNSに写真を挙げることなどに紙幅を割き注意を強化している。</p> <p>保育の標準的実施方法には「保育園マニュアル」に従い十分な配慮を行う、と記載されているのみで、その文言に対応する保育におけるプライバシー保護マニュアルそのものは策定され</p>		

<p>ていない。実際の保育場面に即して必要なプライバシー保護について職員間で話し合って確認し、配慮すべき具体的な内容を文書化しておくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>毎年度、那須塩原市の「教育・保育ガイドブック」（以降、「ガイドブック」という）が発行され、市役所や支所、各園において設置・配布するとともに、市のホームページにも掲載している。「ガイドブック」は、就学前の教育・保育制度や子育て支援事業等の案内があり、公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園、地域小規模保育施設等について詳細に紹介するとともに、入園申請に必要な手続き等が総覧できるようになっている。園では入園希望者の見学を随時受け入れていて、見学者に対して「ガイドブック」や独自に作成した園のパフレットを配付して説明し、質問に答えるとともに子育て等の相談にも応じている。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>入園が決まると新入園児面談で園長と担任が重要事項説明書を兼ねる「保育園のしおり」の内容を保護者に説明をして、保護者から確認の同意書をもっている。「保育園のしおり」には保育理念や保育方針などが記され、保育提供の細かな内容のほか苦情相談窓口や災害対応、個人情報保護方針などの説明が掲載されている。「保育園のしおり」は毎年度更新し、進級時に発行・配付して、その都度同意書を提出してもらっている。就労時間等の変化など保護者側の事情で園の利用内容が変わる際には、申請用の書類を渡して説明し、変更がスムーズに運ぶように支援している。</p> <p>「保育園のしおり」は重要事項説明書も兼ねるために記述内容が事細かく、外国籍等の保護者には理解が難しいことも予想されるため、市立保育園として、どのように説明するかなど実際の対応方法の情報を共有し、文書化することが望まれる。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>市として転園に関するルールが定められており、「ガイドブック」にも転園手続きの説明が示されている。保育園マニュアル集の中で「保育園変更時の手順」として諸手続を文書化し、書式を綴っている。転園の際に引き継ぐ書類については合同園長会議で話し合い、公立と私立保育園間の転園でも「児童票」を引き継ぐことが決められており、保育の継続性に配慮した扱いになっている。「児童票」等の書類の引継ぎは、保護者から「情報提供に関する同意書」を得て行われている。公立保育園同士の転園では、卒園時に渡されるアルバム用の写真も引き継いでいる。</p> <p>公立、私立保育園ともに文書のデジタル管理システムの導入が進んでおり、デジタル化した場合の文書の伝達をどのように実施するのか、取り決めておくことが求められる。</p> <p>また、退園扱いとなる他市や他県への転園の際には、書類の引き渡しは行われていないため、保育の継続性をどのように図るか、検討することが期待される。転園や退園、卒園の際には、子どもや保護者に安心感を持ってもらえるよう、今後も引き続き園で相談に応じるという主旨の書面を渡すことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>利用者満足を目的とする直接的な取組はないが、常に保護者からの意見や要望、苦情を聞き取って意向を把握している。保育支援システムを利用するようになって、保護者から直接アンケートを採りやすくなり、回答数も増えている。保護者の意向から運動会では「思いやり観覧席」を設けて、子どもが競技に出場する時にのみ保護者とその席で写真を撮ることができるようにして喜ばれた。</p> <p>保育見学の後に個別面談を実施しており、予め面談の前に保護者に意見や要望を記入してもらって保護者の意向調査のように利用している。その中には、夫婦で面談に参加することはできないかとの意見もあり、今後対応を検討することになっている。</p> <p>保育支援システムのメール機能を使ってアンケートが採りやすくなったことでもあるので、今後ともこの機能を利用して、園と保護者の双方向のコミュニケーションを図ることが期待できる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>苦情解決の仕組みは市が「那須塩原市立保育園における苦情解決に関する内規」で定め、保護者には園のしおり（重要事項説明書）やポスター掲示を通して周知している。苦情解決責任者は保育課長、苦情受付担当者は園長、第三者委員は地域の主任児童委員となっている。市の文書では、実際に苦情解決制度に則って解決する場合は2名の第三者委員が話し合いに加わると定められていて、苦情の内容によって公表することも規定されている。</p> <p>事務室前のカードリーダー付近に制度を知らせるポスターが掲示されており、意見箱が園庭出入りに、メモ用紙と筆記具を備えたご意見ボックスがカードリーダー付近に設置されている。実際にはいろいろな経路を通して意見や苦情が寄せられており、丁寧に対応し解決をよう職員に徹底している。</p> <p>保護者アンケート結果によれば、苦情解決制度についておおむね周知が図られているものの、2割程度の保護者が制度を詳しく知らない状況も窺えることから、さらなる説明と周知が求められる。また、市の苦情解決の内規や苦情解決のフロー図では、第三者委員が2名配置となっているにもかかわらず、実際は主任児童委員1名のみでの委嘱となっているため、内規どおりに2名を委嘱することが求められる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>保護者からの相談対応については、フローチャート形式の「意見・相談・質問受付保護者対応マニュアル」に示されており、入園前後や保育参観の後に行われる個人面談のほか、送迎時にも適宜声掛けを行い相談に応じている。個人面談や相談対応には保育室や事務室を利用し、プライバシーに配慮しながら面談を行うなど迅速な対応に努めており、相談の内容によっては園長や副園長が加わって対応している。相談の内容は専用の記録様式に記録し、必要に応じて職員間で共有し、園運営や保育に活かしている。</p> <p>ただ、保護者アンケートの結果によると、「保護者が相談したり意見を述べやすいように、相談できる職員が複数いたり、相談スペースが設けられたりすることの説明があったか」という</p>		

<p>問いに対して、「はい」と回答した比率があまり高くない。保育見学後には園長がいつでも相談を受ける旨を伝えているが、さらに園だよりなどを通じて、苦情解決制度を分かりやすく伝えるとともに、担任だけでなく園長や副園長、担任以外の保育士や職員も相談に応じることができるということを折に触れて知らせ、相談や苦情を申し出しやすいようにすることが期待される。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>「意見・相談・質問受付保護者対応マニュアル」には、質問や意見、苦情と回答内容は園内で情報共有し記録する、とある。また、保護者に回答する際に、すぐに答えられない場合は時間がかかる旨を伝えて、確認してから回答する、と記されている。</p> <p>保護者からの相談内容は、主に子育て・育児に対する悩みが多く、担任等が丁寧に相談に応じている。対応が難しい相談に関しては、職員会議を行い、検討結果等について相談を受けた保護者に説明するなど、フィードバックを行っている。受けた相談は受付書に記入するとともに、年度末に集計して次年度の運営や保育に生かしている。</p> <p>保護者のアンケートによると、「保護者の意見や要望にきちんと対応してくれるか」の設問に対して80%が「はい」と答えている。自由記述欄には「相談がしやすく話をよく聞いてくれる」とか「親の要望に対してできる最善で取り組んでくれる」「話しやすい雰囲気がある」「丁寧に対応してくれる」「別に時間を作って話を聞いてくれ、保育園や家での過ごし方や対応を一緒に考えてくれる」等の記述が見られ、相談対応が良いことが窺える。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p>「保育園マニュアル集」の中に、「危機管理マニュアル」「事故防止マニュアル」を設け、基本方針と危機管理対策を明文化している。さらに各種自然災害、不審者対応等の個別のマニュアル類を整備している。安全点検表・衛生日常点検表・遊具点検表に基づき定期点検を行い、安心・安全な保育サービスを実施するとともに、ヒヤリハットや事故報告を収集・分析し、職員間で共有している。また、事故報告書は市担当課へも提出して安全な保育の実施に対する改善を図っている。</p> <p>クラスごとに危険箇所マップを作成し、定期的に点検し、新年度には受け入れる子どもの状況に応じて必ずマップを見直している。防災教育の観点から、毎月、防災訓練と防犯訓練を想定をいろいろ変えて計画的に実施している。巡回指導で大雨の際のマンホールのふたが浮く危険性等の指摘があり改善を図っている。</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討、実施が十分ではないと考えており、今後の取組が期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>市が中心となって策定した「衛生管理マニュアル」「給食調理衛生管理マニュアル」「食中毒・感染症災害時対策マニュアル」等が用意されており、日々のおむつ交換やコップ、室内、トイレ、玩具の衛生・消毒、衛生管理日常点検、嘔吐物処理等の指針となっている。感染症予防・処置の仕方については、園内研修等で全職員が共有し理解を深めている。保健だよりを年4回発行し、感染症の情報や子どもや家族の健康管理について周知に努めている。</p>		

<p>感染症が発生した場合は、「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応する一方、一斉メールや掲示で保護者に知らせ、健康管理に注意するよう呼びかけている。保護者アンケートによれば、「感染症の予防や感染を広げないための対策、発生状況などの情報があるか」という問いに対して、8割を超える保護者が「はい」と答えており、感染症対策が周知されていることが窺える。</p> <p>県内の感染症の状況については、「栃木県学校等欠席者・感染症情報システム」から情報を得て感染症の流行状況を確認するとともに、園内の感染症患者の数を日本学校保健会に報告している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>危機管理マニュアルと各種災害（火災・風水害・地震・竜巻）に対応するためのマニュアルおよび「緊急時災害時給食対策マニュアル」「避難訓練マニュアル」を整備し、年間計画を立てて不審者対応を含む避難訓練を実施している。「保育園のしおり」には災害発生時の保育園の対応について掲載している。</p> <p>園は1998年8月の記録的な大雨（那須水害）により床上浸水を経験している。排水ポンプは設置されているが、大雨が降る度に園庭や駐車場に雨水があふれる状態が見られる。そのような事態を想定して引渡し訓練を実施している。訓練の結果、駐車場が狭いために車の離合で混乱するため、車の進路について今後工夫が必要であることが分かった。</p> <p>災害時、園内に子どもと職員がとどまる可能性を想定して、食材の備蓄は2、3日分用意し、紙皿や紙パンツ等の備蓄品を用意している。備蓄する食糧や食材に関して、市内の保育園によって種類や量（幾日分を備蓄するか）がまちまちで統一されていないため、備蓄品についての考え方を検討することが望まれる。</p> <p>職員アンケート結果からは、災害発生時の登園出勤基準や安否確認の方法を職員の半数近くが認識していないことが窺える。職員への周知と、より具体的な状況を想定して訓練を重ねることが求められる。</p> <p>様々な災害に対して、子どもの安全確保のための市の災害情報共有システムで連携を図り取組を行っているが、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校等との全体での訓練は実施していない。また、災害訓練については、県や市とメールを通して実施したことはあるが、保護者を交えては行っていない。少なくとも、隣接する小学校と連携を図るための話し合いや訓練を実施することが必要であろう。総合的な大規模訓練は園だけで行えるものではないため、市や各関係機関とも相談して、実施の可能性を検討して欲しい。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>「標準的な実施方法」は、各クラスの記録簿に各種指導計画・日誌とともに綴じられており、年度初めにクラスごとに読み合わせを行い確認している。園独自の環境や設備に応じた手順や留意事項も文書化している。クラス内に置いていないマニュアル類は、いつでも確認できるよう事務室に整理し陳列・保管されている。実施されている保育については、定期的な保育の評</p>		

<p>価や会議等で確認し、日々の保育の中で園長・副園長からアドバイスを行っている。園としては様々な勤務形態（フリー・短時間・早遅番保育担当等）の保育士がおり、すべての保育士への周知・研修は十分でないと感じているので、今後は保育の標準的な実施方法について、周知徹底する方策の検討を期待する。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>市共通の標準的実施方法については、年度末に園内で見直しを行い副園長会議で決定する仕組みになっている。園独自のマニュアルは、4月に安全マップ等を含め確認をしながら見直しを行い、全体へ周知する仕組みになっており、見直した時期が記入されている。年度途中でも子どもの発達や環境の状況により適時見直しを行い、変更をした場合は園全体に周知し保育に活かせるようにしている。園としては職員の意見を聞いて見直しの検討は行っているが、保護者の意見や提案を反映する仕組みは明確になっていないと考えており、今後更に職員や保護者の意見や提案を標準的な実施方法に反映できるよう仕組みを再確認することを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>新入園児の面接と年1回の全園児の個別保護者面談を行い、市共通の様式に記録し児童票に綴っている。年齢別の年間指導計画は、年度初めに担任保育士が子どもや家庭の状況を把握した後、園の「全体的な計画」に沿って作成し、園長と副園長が確認している。必要に応じて園以外の関係者と合議し、園内での検討会議を行い、様々なケースに対し適切な保育の提供を行えるよう取り組んでいる。3歳未満児や支援が必要な子どもについては個別計画を作成しているが、3歳以上児については、一人ひとりの具体的なニーズや支援内容について担当者によって記入の差が見られる。今後はアセスメントの手順や記録方法を明確にし、保育士の理解を深め、アセスメントにもとづく指導計画を作成することを期待する。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>年間指導計画は年4回の期ごとに評価・見直しを行い、年度末に各種計画（アクションプログラム・クラス保育・行事・食育・保健・安全等）や保護者支援、地域交流等を含め評価し、園全体の評価に繋いでいる。月の指導計画はクラス会議等で評価し、翌月の計画とともに園長・副園長に提出して、具体的な評価とアドバイスを受けている。指導計画変更時の関係職員への周知等については、現在はシステム利用、回覧等で行っているが、園としては、保育士の理解力を高めるために、さらに仕組みの整備が必要と考えている。また保護者の意向把握等は個人面談や連絡帳、送迎時の会話等で行っているが十分ではないと感じている。今後は保護者の意向把握と同意を得るための仕組みを見直し、実施することを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・ <b>③</b> ・c
<p>保育日誌や児童票、給食関係、安全点検、健康管理関係等の記録は、統一された様式で記録している。全体の職員会議や幼児会議、乳児会議の内容は、議事録を回覧し全職員に周知・共</p>		

<p>有している。日々の子どもに関する情報は、保育支援システムで各自確認することになっているが、タブレットがクラス1台のためクラス担任内での情報伝達が必要となっている。また担任以外の職員は事務室で確認することになっているが、様々な勤務形態の職員がおり、同じように必要な情報が確実に共有されているかの課題も出ている。園における情報の流れを明確にすることや、情報の分別や必要な情報を的確に共有できるよう、今後の仕組みを検討していくことが望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>那須塩原市の「文書取扱規程」及び「個人情報保護に関する法律施行条例」に沿って、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供を行っている。保育支援システムについては市立保育園に導入して日が浅いため、市の担当課と全体の保育園で検討しながら進めている状況である。園状況・連絡ノート・お知らせ等や保育士間の子どもの状況の引継ぎ等について、更に職員や保護者が利用しやすくなることを期待する。個人情報保護については、「就業規則」とともに「守秘義務の遵守」を文書化し、職員は年度初めに確認するようにしている。保護者には「保育園のしおり」で、個人情報の利用基準や保育園で撮影した写真の使用要件、保護者が撮影した動画や写真の取扱いについての注意など、個人情報の保護に関する基本方針を示している。今後は保育支援システムで文書管理をすることになるので、職員や保護者への個人情報の取扱いに関する説明の機会を年度初めに限らず、更に設けることを期待する。</p>		

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>年度初めに、市立保育園共通の「全体的な計画」を基本に、前年度の評価・見直しの結果を反映し、子どもの発達や家庭の状況、地域の状況等も考慮して園の「全体的な計画」を作成している。市共通の「全体的な計画」の見直しは、副園長会議で各保育園の動向や改善を参考に評価・検討し、園長会議で改訂するという過程を経て行われている。年度末にアクションプログラム・クラス保育・安全計画等・個々の保育士（各職務担当を含む）の評価・見直しを行い、保護者との連携や研修を含め園全体の年度の評価をして、翌年度に活かすようになっている。しかし園全体の評価・見直しが総合的に文書としてまとめられていないので、今後は園の特色を生かし創意工夫した全体的な計画の作成になるよう、園全体の評価結果の記録方法を含め仕組みの再検討を期待する。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>園舎は1981年の開設後40年以上が経過して老朽化が進み、様々な改修・改善が必要な状況にある。生活様式や気象の変化に適応した改善（トイレの洋式化や遮光カーテンを利用し</p>		

<p>た夏場の暑さ対策等)は必要に応じて行っている。今後も保育室のサッシ戸等の修繕をする予定である。以前に水害にあった地域なので園庭の水はけ等については常に留意し早期に対応するようにしている。衛生管理チェック表や遊具点検表を用いて定期的に確認を行い、換気や室内と玩具の消毒を徹底することにより、安心安全な環境整備に留意している。設備の老朽化に対しては園全体で様々な工夫と対応を行っているものの、職員の努力だけでは厳しい状況であることも窺える。子どもが日々安心安全に過ごせるよう、運営予算増額等の措置を受けて継続して改修や修繕を行うことが望まれる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
<p>子どもの心身の発達状況や家庭環境、生活リズムを把握し、一人ひとりに合った保育を計画し安心して園での生活が過ごせるよう配慮している。援助方法や配慮の仕方は、クラス会議や園内ケース会議、全体職員会議等で検討し、結果を周知して共通理解を図ることを大切にしている。また日々の保育の中で園長・副園長に相談しアドバイスを受けて対応している。保育士は子どもの発達に合わせ気持ちを汲み取り、行動できるよう状況に合わせてお互いに協力して保育を行っている。園としては、職員の様々な勤務形態等から支援方法の共通理解や子どもへの言葉づかいを含む対応等について、更に取り組んでいきたいと考えており、一人ひとりの子どもを受容し、それぞれに応じた保育について園全体で検討し取り組むことが期待できる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㉒・c
<p>各年齢で身に付ける基本的な生活習慣については、一人ひとりの発達に合わせ、家庭環境に配慮して取り組んでいる。子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、「できた」という満足感や次への意欲が持てるよう励ましの言葉かけや援助を行っている。子どもが基本的な生活習慣を身につける大切さについて理解できるよう、絵本や紙芝居等を活用している。職員アンケートからは、環境の整備や援助について園全体での更なる取組が必要と考えていることが窺えるので、今後更に基本的な生活習慣を身につけられるよう、それぞれの子どもに合わせた援助を行うことを期待する。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・㉒・c
<p>子どものやりたい気持ちや達成感、意欲を育て、子ども自身が考え行動できるよう留意し保育をしている。保育士は各年齢やクラスの状況に合わせ、子どもが自分の意思を出せるよう見守り、仲立ちをし、思いを言語化するよう留意している。また、子どもが様々なことに興味を持ち、体験・経験が出来るよう環境整備や活動に取り組んでいる。感染症対策のためまだできない活動もあるが、日常生活の中で異年齢児との交流が行われ、園外活動や地域との交流、社会体験が得られる機会もできる範囲で工夫し取り組んでいる。今後更に子どもが様々な体験や経験ができ、友だちとの人間関係を育み、社会的ルールや態度が身につけていけるよう取り組むことを期待する。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c

<p>一人ひとりの子どもの発達や家庭状況に沿った個別計画をたて、衛生や安全面に留意して環境を整備し保育を行っている。月齢差があるので、その日の子どもの状態をよく把握し個々の生活リズムに合わせ落ち着いて過ごせるよう配慮している。保育士は、子どもの表情や指差しなどの行動をよく見て応答的な対応を大切にしている。日々の子どもの状況や配慮事項等については、職員同士の会話やクラス会議を活用して常に情報の共有をしている。離乳食については個々の状況に対応し、日々調理員と連携し進めている。保護者とは保育支援システム内の連絡ノートで日々様子を項目（体温・排泄・食事・活動等）で毎日共有している。連絡ノートの持ち運びがないので忘れる事がなく、家庭と連絡や情報共有がこまめにできている。連絡内容によっては保護者と直接話すことも選択し連携を図っている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>1歳児は14名のクラスで、月齢の幅があり、継続児と新入児との園生活の経験差を考慮して、一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに配慮し保育を行っている。保育士はそれぞれの発達に合わせ保育の流れや活動の内容を工夫している。2歳児は18名のクラスで、年度前半は個々の発達に配慮し、年度後半は集団の中で自分を意識でき表現できるよう支援している。保育士はやりたい気持ちや、いやいや期を考慮し身の回りのことを含め、一人ひとりに寄り添って保育を行うことに留意している。0歳児や幼児との交流も日常の中で機会を作っている。感染症予防のため、玩具等の消毒を実施し、衛生面や安全面に配慮した環境整備と保育の工夫を行っている。0歳児・1歳児・2歳児クラスは必要に応じて乳児会議を行い連携している。保護者とは、必要に応じてシステム内の連絡と送迎時の会話、クラスだより（年4回）等で情報を共有しているが、担任と直接会える機会が少ない保護者もあり、年齢的に子ども自身が園の様子を伝えることが難しいので、日々様子を周知する方法の検討を期待する。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑧</b> ・c
<p>3・4・5歳児それぞれの発達の特徴を踏まえた年齢別の指導計画を作成し、一人ひとりの子どもの発達や家庭状況に合わせ保育をしている。保育士は子どもが生活と遊びを通して基本的な生活習慣の自立と自主的に活動できるようにすること、協同して行う遊びの中で仲間意識を育てられるよう援助をしている。感染症予防の観点から活動内容を検討しながら、親子お楽しみ会やリンゴ狩り、ハロウィン等の行事を楽しんでいる。1クラス3～5名の担任が配置されていることから、クラス内の情報共有を図るための定期的会議や、必要に応じて随時話し合いを行っている。クラス会議では、指導計画の評価・見直し、一人ひとりの子どもへの支援、具体的な保育士の関わり方等について検討している。その結果は全体に周知し共有している。</p> <p>保護者には年4回のクラスだよりや行事の写真掲示等で園生活や子どもの様子を伝えているが、保護者が子どもの日々様子を知りたいと思っていることがアンケートから窺えるので、今後さらに保護者との情報共有について検討することが期待される。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑨</b> ・c
<p>園は支援が必要な子どもの保育に積極的に取り組んでいる。子どもが集団の中で安心して楽</p>		

<p>しく生活し成長できるよう、個別に指導計画を作成し、職員間で保育の統一を図り保育を行っている。支援を必要とする子どもの保育については、専門機関・医療機関等と連携を図り助言や指導を受け、職員会議やクラス会議等で検討し対応方法を共有している。保護者とは連絡ノートや送迎時の会話により、子どもの様子や家族の思いなどの情報交換を行っている。現在支援が必要な子どもの入園受け入れが多くなり、集団の中での保育内容や方法について、就学を見据えての保育の配慮等について現状を踏まえた支援を検討している。今後支援が必要な子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、保護者全体の理解を深める取組を実施することを期待する。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>年齢構成や人数、子どもの状況に応じて保育室や職員配置を検討し、保育環境を整えて、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。早・遅番保育については職員体制を考慮し、時間により保育室を移動して保育を行っている。早・遅番保育担当として毎日同じ保育士が入っており、子どもの状況がわかることで、子どもが落ち着いて過ごせている。保護者との連絡は、毎朝家庭から保育支援システムで情報が入り、園内で共有する仕組みになっている。園からの連絡は送迎時の会話や連絡帳（システム内）等で行われており、遅番では遅番連絡ノートを利用し連絡漏れがないよう対応している。保育支援システム利用は、始まったばかりでいろいろ対応を検討しながら行っている状況である。一日の中で担当者が変わる状況があるので、更に子どもが安心して心地よく過ごすことができる環境を今後も検討し保育が行われることを期待する。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目を設け年間指導計画を作成し、一人ひとりの発達に合わせ、ねらいや援助の仕方を検討している。保育士は子どもが自分で考え、子ども達で話し合って活動できるよう支援をしている。衣服の調節などの基本的な習慣の確立や文字や時間等に興味・関心を深める活動を生活の中に取り入れている。隣接して埼玉小学校があるので、日常的に小学生の活動の様子がわかり、小学校から地域の町探検などで2年生4年生6年生が来園し園児と交流する時間を持っている。地域の「あつきふれあい交流会」などにおいても小学生と交流をしている。現在、園児の小学校訪問等は行っていないので、今後検討していきたいと考えている。小学校とは児童要録やリレーシートが引き継がれ、幼保小連絡協議会での意見交換や各小学校との連絡の中で情報の共有を行っている。保護者とは夏頃の個人面談で就学について話をし、就学児健康診断後には送迎時に話を聞くようにしているが、面談等でなく話し合いまでにはいかない状況が窺われる。子どもや保護者が、小学校以降の生活に見通しを持てる機会を更に設けることを期待する。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>「年間保健計画」や健康に関するマニュアルに基づき、子どもの安全と健康の管理を行っている。保健計画は前年度の評価に基づいて、4月に見直しを行い担当者が作成している。子どもの日々の健康状態は、保育支援システムによる保護者からの連絡と朝の受け入れにて把握し</p>		

<p>ている。個別対応が必要なケース（アレルギーを含む持病・既往歴・対処法等）について、一覽記録を作成し、職員がいつでも対処できるよう全体に周知・共有している。変更があるときはその都度見直しを行い周知している。年度末には全園児の予防接種等を含む健康記録について保護者に確認している。保健だより（保健衛生担当が作成）は季節ごとや感染症の発生により発行し、子どもの健康に関する情報や園の取組を周知している。一日の中で子どもの担当職員が交代するため、園からの連絡が確実に保護者に伝わるよう遅番連絡ノートを利用し、必要に応じて直接担任から連絡するなど工夫して対応している。園は保育支援システムの利用を含め、更に保護者と子どもの健康状況について連携して、健康管理に取り組んでいきたいと考えており今後の取組に期待する。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園で実施する健康診断（内科・歯科・眼科・尿検査等）の結果は保護者に通知し、必要に応じて治療等を促している。健康診断当日受診できなかった場合は、後日、嘱託医院で個別に受診できる仕組みになっており、全員が受診できるよう保護者に働きかけている。今年度から保育施設等感染症に関する受診について、報告書等の提出方法が変更になったことから、確実に保護者に周知できるよう現在対応をしている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保護者からの「アレルギーについての問診票」の提出により「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従って適切な対応をしている。アレルギー対応食については、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」に沿って、保護者と担任、調理員が話し合いを行い毎月保護者に献立チェックをしてもらい、アレルゲン除去献立を提供している。誤配膳や誤食がないよう、専用のトレーを利用して調理員と担任間で確認し合い、着席するテーブルにも留意している。アレルギーや慢性疾患の外部研修に参加しており、内容は参加した職員が全体に周知している。子どもには年齢に合わせアレルギーや慢性疾患等の理解ができるよう話しているが、保護者への理解を図る取組は十分ではないと園は捉えているので、今後の取組に期待したい。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>「年間食育計画」には0歳、1・2歳、3歳以上児ごとに、「ねらい」と「環境構成・援助」を記載し、クラスごとに食に関する活動内容を計画している。子どもが食について関心を深める取組の一つとして野菜（枝豆・ナス・キュウリ・カボチャ・オクラ等）の栽培を行い、トムモロコシの皮むきを楽しんだりしている。合同で行う会食やクッキング等は、感染症予防のため制限しているが、クラスごとに食を楽しむための工夫（ハロウィン等）を行っている。給食のサンプル掲示は子どもが毎日楽しみにしており、昼食への期待や保護者との食の会話に活かされている。担当保育士が年4回程度季節や行事に合わせ「食育だより」を作成し保護者に配付している。園は離乳食への取組や子どもの咀嚼について現状を把握し保護者と共に考え対応していきたいと考えている。今後更に子どもの食生活や食育に関する取組が保護者と連携して行われることが期待される。</p>		

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>「衛生管理マニュアル」「衛生日常点検表」「調理従事者体調点検表」等により衛生管理を行い、子どもの発達や体調等を考慮して安心安全な食を提供している。また職員全体で配膳や食事時の衛生管理を実施している。献立に旬の食材を取り入れ季節感のある献立や行事食を取り入れている。子どもの日々の食べ具合や反応は、喫食簿や各クラス担任から調理室に伝えられ、定期的に園内給食会議で検討し、市内給食会議での献立作成や調理方法等の見直しや改善に反映させている。栄養士が年2回程度来園し調理状況や子どもの食事の様子を見る機会はあるが、調理は業者委託になっており調理員が実際の食事様子を見たり、子どもと交流したりすることは、現在行われていない。子どもの食事の進み具合や食べ方、表情や感想等を確認することは提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組であるので、調理員が実際に子どもの様子を見る機会を設けることを期待する。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>毎月の園だよりと年4回発行のクラスだよりで保育の様子を知らせている。家庭とは送迎の際の会話や保育支援システムのメール機能を通して情報の交換や連絡を行っている。乳児にのみシステム上にデジタルの連絡帳がありこまめに双方向のやりとりができています。遅いお迎えの幼児組の子どもの保護者が担任に出会える機会は限られているので、遅番連絡ノートを通して担任からの伝達事項(子どもの様子、その日の活動、持ってきて欲しいものなど)を迎えの保護者に確実に伝えるように努めている。例年実施している保護者の保育参加(クラスに入って保育に参加する事業)は、数年コロナ禍で実施できず、その代わりとして個別の保育見学(園では「保育参観」と称している)を実施して保育を観察してもらい、その後の時間に担任が保護者と個人面談を行い、必要に応じて園長や副園長が話し合いに加わっている。</p> <p>園ではクラス便りの充実が必要との認識があり、システムを利用したタイムリーな情報の伝達方法の検討が期待される。また、タブレット端末がクラスに1台ずつしか配置されていないため、メールによる相談対応や連絡に手が回らないとの悩みがある。保護者とのコミュニケーションの充実を図るためにも、タブレットを複数配備するなど、早期の解決に向けて取り組むことが求められる。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	<b>⑭</b> ・b・c
<p>2024年度の「アクションプログラム」には、保護者支援も目標に掲げており、「お便りや送迎時などに子どもの園での様子や成長の姿を伝え、保護者とのコミュニケーションを図り、信頼関係を深める」「子育ての悩みを共有し、保護者支援を行う」「参加して良かったと思えるような行事の見直しを行う」を具体的な取組としている。</p> <p>日常の会話やメール、個人面談を通して保護者とのコミュニケーションを図り、子育ての悩み</p>		

<p>を聞いたり、相談に応じたり、必要があれば市の子育て相談課や専門の相談機関などを紹介して、安心して子育てができるよう支援している。年1回の個別保育見学の際には個人面談を実施し、予め保護者に子どもの様子を記入してもらい、それを基に話し合っている。その様式には保護者の自由意見や相談を記入する欄もあり、記載された内容から日頃の保護者の思いも汲み取るようにしている。定例の面談のほか、保護者からの申し出に応じていつでも相談に対応している。保護者アンケートには、園や保育士に相談しやすく、相談対応が良いとの感想が寄せられている。</p>		
A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>那須塩原市共通の「虐待防止マニュアル」が整備され、栃木県保健福祉部が策定した「早期発見と連携のための『児童虐待初期対応ガイドライン』」も参考にし、園長会議で確認した「虐待対応の流れ」(フローチャート)に沿って虐待の早期発見や兆候への気づき、対応に取り組んでいる。このフローチャートを各クラスにも配付し、職員に周知している。朝の視診や着替え時、排泄時に傷やあざ等を発見し、子どもが家庭で虐待を受けている恐れがあれば、状況を確認して保護者と話し、市の子育て相談課や児童相談所と連携して対応している。「保育園のしおり」では、「虐待の防止のための措置に関する事項」の項目を設けて、保護者に虐待への園の対応について理解を求めている。</p> <p>副園長は県教育委員会が主催するオンラインの「児童虐待に対応するための研修」に参加し、職員に資料を回覧して周知に努めている。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ <b>㉒</b> ・c
<p>市の「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム(第3期)」を踏襲して、2024年度の園の「アクションプログラム」では、保育士の資質と専門性の向上を挙げている。実際の取組としては、園内研修の充実、職員の共通理解の促進、人事評価や自己評価等で各自の資質の向上を図る、としている。</p> <p>園では、市の総合人事管理のための目標管理制度に則った正規職員用の自己評価と、会計年度任用職員用の自己評価をそれぞれ年2回実施し、厚生労働省作成の保育園の自己評価項目を用いた園の自己評価、さらに、「人権擁護チェックシート」を用いた日頃の保育の振り返りを行い、保育士一人ひとりの保育の質の向上を図っている。また、幼児会議や乳児会議、クラス会議等で、実施している保育内容の評価と振り返りを行って、園として保育の質の向上に努めている。保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行っているが、全職員が保育実践の改善や専門性の向上につながっているとは言えない面があり、さらなる取組を期待したい。</p>		